

判例から学ぶ医療と法 — 第61回

「良性の繊維腫瘍を乳がんと誤診した手術」

名古屋地裁平成15年11月26日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所

弁護士 佐藤 裕一

◆事案の概要

患者花子は45歳の女性であり、平成8年に左乳房に人さし指頭大の無痛性腫瘍があることに気づき、Aクリニックを受診の結果、被告Y病院の外科を紹介されて受診した。

被告Y病院のM医師は触診によって硬い腫瘍を触知し、花子の年齢からするとがんもあり得ると考え、マンモグラフィー検査と乳腺エコー検査を実施した。マンモ検査では、腫瘤陰影が認められたものの、典型的な悪性所見である微小石灰化像などは認められなかった。エコー検査では触診と一致する13.5mm×10.2mmの楕円形の腫瘍が認められ、境界は比較的鮮明で、良性の繊維腫瘍に特徴的な内部エコーにおける比較的均一な低エコーや後方エコーの増強傾向が見られたが、中心部に一部石灰化様の高エコーも認められた。M医師は可能性としては繊維腺腫を最も疑ったが、エコー検査で一部石灰化の高エコーが認められたことと、花子の年齢からして悪性も否定できないとして、穿刺吸引細胞診を行うこととした。

細胞診の被告Y病院の判定医の結果は疑陽性であったが、報告票には「乾燥」「(良性?)」とのメモ書きがあった。M医師は細胞診の専門家であるP大学のR教授のもとを訪れて、細胞診の標本を見てもらったところ、R教授は本件標本を顕微鏡で見て、「がんです」と答えた。M医師は、R教授の回答を意外に思ったものの、R教授が細胞診に関する権威であったことから、その回答に疑問を持たずに花子の左乳腺腫瘍を乳がんと最終診断した。

M医師は、乳房温存療法(乳腺4分の1切除

術および腋窩リンパ節郭清術)が相当である旨花子に説明し、合意を得た。間を置かずに手術が実施され、切除した乳腺組織にメスを入れて割面の所見を観察したところ、悪性ではない可能性があったため、腫瘍本体を病理組織検査に提出した。同検査の結果は、典型的な繊維腺腫であり、悪性ではなかった。

手術後に悪性ではなかったことを知った花子は、当初はがんではなかったことの喜びを感じていたが、時間の経過とともに、がんではないのに本件手術を受けたことについて疑問を感じるようになった。左上肢の痺れや左側胸部の鈍痛も取れず、生検を行うべき注意義務があったのにそれを怠ったために、無用な手術を強いられたとして、被告Y病院に対して1,000万円の慰謝料を求める損害賠償請求訴訟を提起した。訴訟における主たる争点は、次の2点であった。

- ① 穿刺吸引細胞診の権威である大学教授の診断をそのまま受け入れて、生検を行わなかったことに注意義務違反があるか。
- ② 乳がんではないのに、乳がんと誤診されて、手術された場合の慰謝料として相当な金額はどれくらいか。

◆判決の要旨

名古屋地裁は被告Y病院に対して、慰謝料250万円と弁護士費用25万円を合わせた合計金275万円の支払いを命じた。

第1の争点である生検を行わなかったことに対して、裁判所は次のような理由を述べて注意義務違反を認めた。

乳がんの診断の際には、細胞診の結果だけではなく、理学的所見および画像診断などの結

果をもとに総合的に考慮した上で、生検を行う要否を検討すべきである。本件ではマンモ検査では典型的な悪性所見は無く、エコー検査でも積極的に悪性を疑わせる所見は認められず、細胞診の被告Y病院の判定医は、疑陽性としながらも良性の可能性が高いと認識しており、M医師としても繊維腫瘍を相当程度強く疑い、がんである可能性は低いと考えていた。R教授ががんと診断した基礎資料は細胞診の標本と報告票のみであり、自分の診断が最終判断とされるとは考えていなかった。もともと細胞診においては、一定の確率で誤診の可能性がある。そして生検はより精度が高く、30分程度で実施でき、患者に大きな負担をかけるものではない。なお、生検を行うと、技術的に乳房温存療法を執りがたくなってしまふところ、M医師は被告Y病院において初めての乳房温存療法を実施したいという気持ちを抱いており、できる限り生検を行わずに最終判断をしたいと考えていたことがうかがわれる。以上のとおり、M医師にはR教授の診断をうのみにすることなく、より慎重に良性か悪性を鑑別するために生検を行うべき注意義務があったと認めるのが相当である。

そして第2の争点である乳がんではないのに、乳がんと誤診されて、手術された場合の慰謝料については次のような理由を述べて250万円が相当であると判示した。

花子は誤診に基づいて、がんである旨の告知を受けたことにより、大きな精神的ショックを受けた。そして本件手術によって、外部からも視認可能な程度の乳房底辺の左右差が生じ、左乳房には斜めの縫合痕が残った。手術後しばらくの間、強い痺れ感およびりハビりに伴う疼痛などによって相当の苦痛を感じていた。現在も痺れや鈍痛は残存している。乳房は体幹の表面にあって女性を象徴するものであり、乳房温存療法といえども乳房に対して一部切除という侵襲を加えるものであり、花子は相当な精神的苦痛を受けたものである。

◆この判決をどう理解するのか

がんに関する誤診というと、現実にはがんであったものを診断上のミスによって見逃してしまい、悪い結果につながったという事案は裁判例でも散見されるところであるが、本件のよう

に現実には良性の腫瘍を悪性のものと誤診して手術してしまったという事案は裁判例としては珍しいものである。

この判決当時の生検は局所麻酔下に皮膚を切開して、腫瘤の全体または一部を切除し、その組織を判定する方式であった。しかしながら、近時は切開せずに超音波などの画像を見ながら針で組織を採取する針生検が普及し、精度が高く侵襲性も低くなった針生検による診断が、がん診断の主流になってきている。このように医療水準は時の経過とともに変容していくものである。

本件において生検をしなかったことは、当時の乳がん診断の医療水準が、細胞診だけではなく、マンモ検査やエコー検査をも総合して判断すべきとされていたことにもものつとっていない。細胞診の権威であるR教授の意見は十分な基礎資料に基づかないものであり、裁判所はM医師が病院において初めての乳房温存療法を実施したいという動機をもって、生検を回避したという可能性にまで言及している。

乳がんの告知、そして直ちに手術が予定されたことから、患者は相当進行したがんではないかと考えて、大きな精神的ショックを受けた。がんはやはり、死を想起する疾病である。そして、乳房は女性の象徴ともいえる存在である。それが誤診によって手術を強いられ、左右の乳房の均衡が崩れ、手術痕も残ったことによる精神的苦痛も大きかった。その二つの要因に術後の痺れや痛み感覚を合わせ考慮して、慰謝料250万円が相当としたものである。250万円という金額が花子の精神的苦痛を填補するために十分かどうかはともかく、慰謝料250万円というのはわが国における慰謝料としては一定程度の水準のものである。

◆この判例から何をどう学ぶか

- ① 現実には良性の疾病を悪性と誤診して治療した場合にも、損害賠償を求める医療訴訟が提起されることがある。
- ② がんと診断されたことによる死を想起するつらい思い、乳房という女性性を象徴するものを誤診によって一部切除されたことの精神的苦痛は大きい。